名　称　須崎港湾口東防波堤東灯台
位　置
所在地　高知県須崎港（湾口東防波堤東端）
北　緯　三三―二二―三一
東　経　一三三―一七―四三
変更した事項
位　置
所在地　高知県須崎港（湾口東防波堤東端）
北　緯　三三―二二―三一
東　経　一三三―一七―四六
変更年月日　平成二十二年三月二十三日

名　称　姫津港灯台
位　置
所在地　新潟県佐渡市（平島）
北　緯　三八―〇四―五〇
東　経　一三八―一四―二一
変更した事項
光　度　九二〇カンデラ
光達距離　九・〇海里
変更年月日　平成二十二年三月二十三日

名　称　薩摩ノー瀬灯標
位　置
所在地　鹿児島県出水郡長島町（小平瀬鼻灯台の北西方約一・〇キロメートル）
北　緯　三二―〇五―一七
東　経　一三〇―〇九―五三
変更した事項
光　度　実効光度二五カンデラ
光達距離　三・五海里
高　さ　地上から構造物の頂部まで一一メートル　平均水面上から灯火まで一四メートル
変更年月日　平成二十二年三月二十三日

○海上保安庁告示第百三十七号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年五月十四日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名　称　厚岸霧信号所
位　置
所在地　北海道厚岸郡厚岸町（大黒島）
北　緯　四二―五六―五三
東　経　一四四―五一―五七
廃止年月日　平成二十二年三月二十四日

名　称　英虞湾口環境モニタリングシステム施設灯
位　置
所在地　御座埼灯台（三重県志摩市）の西北西方約三・五キロメートル
北　緯　三四―一六―五五
東　経　一三六―四三―〇三
廃止年月日　平成二十二年三月二十四日

○海上保安庁告示第百三十八号

航路標識の名称その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年五月十四日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名　称　昆布森港南防波堤灯台
位　置
所在地　北海道釧路郡釧路町（昆布森港南防波堤外端）
北　緯　四二―五六―五九
東　経　一四四―三一―四二
変更した事項
名　称　昆布森港第三南防波堤灯台
位　置
所在地　北海道釧路郡釧路町（昆布森港第三南防波堤外端）
北　緯　四二―五六―五四
東　経　一四四―三一―四〇
光　度　実効光度二五カンデラ
光達距離　三・五海里
高　さ　地上から構造物の頂部まで八・二メートル　平均水面上から灯火まで一五メートル
変更年月日　平成二十二年三月二十四日

名　称　二面島灯台
位　置
所在地　香川県仲多度郡多度津町（二面島）
北　緯　三四―一八―〇五
東　経　一三三―三七―一九
変更した事項
光　度　実効光度三九〇カンデラ
光達距離　七・五海里
高　さ　地上から構造物の頂部まで一〇メートル　平均水面上から灯火まで二九メートル
変更年月日　平成二十二年三月二十四日

名　称　特牛灯台
位　置
所在地　山口県下関市（特牛）
北　緯　三三―一九―〇九
東　経　一三〇―五三―三〇
変更した事項
光　度　九、一〇〇カンデラ
光達距離　一四・〇海里
変更年月日　平成二十二年三月二十四日

○海上保安庁告示第百三十九号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年五月十四日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名　称　鹿児島港マリンポートかごしま工事区域A灯浮標
位　置
所在地　鹿児島県鹿児島港外港（鹿児島港南港南防波堤灯台の南南東方約一・三キロメートル）
北　緯　三一―三二―〇一
東　経　一三〇―三三―二八
廃止年月日　平成二十二年三月二十五日

名　称　鹿児島港マリンポートかごしま工事区域B灯浮標
位　置
所在地　鹿児島県鹿児島港外港（鹿児島港南港南防波堤灯台の南東方約一・一キロメートル）
北　緯　三一―三二―一七
東　経　一三〇―三三―三五
廃止年月日　平成二十二年三月二十五日

名　称　鹿児島港マリンポートかごしま工事区域C灯浮標
位　置
所在地　鹿児島県鹿児島港外港（鹿児島港南港南防波堤灯台の南南東方約四八〇メートル）
北　緯　三一―三二―二五
東　経　一三〇―三三―一一
廃止年月日　平成二十二年三月二十五日

○海上保安庁告示第百四十号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年五月十四日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名　称　肥前大平瀬灯標
位　置
所在地　長崎県佐世保市（大平瀬）
北　緯　三三―一〇―二四
東　経　一二九―三六―三五
変更した事項
光　度　実効光度二五カンデラ
光達距離　三・五海里
高　さ　平均水面上から構造物の頂部まで一五メートル　平均水面上から灯火まで一四メートル
変更年月日　平成二十二年三月二十五日

名　称　台ケ鼻灯台
位　置
所在地　新潟県佐渡市（台ケ鼻）
北　緯　三七―五七―五五
東　経　一三八―一五―一三
変更した事項
光　度　実効光度三、七〇〇カンデラ
光達距離　一二・〇海里
変更年月日　平成二十二年三月二十五日

○海上保安庁告示第百四十一号

航路標識の位置その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年五月十四日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名　称　椎谷鼻灯台
位　置
所在地　新潟県柏崎市（椎谷鼻）
北　緯　三七―二八―五七
東　経　一三八―三七―一七